

厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成 17 年厚生労働省告示第 112 号)別表の 326
付帯的な機能リスト(検査用コンタクトレンズ等)

No.	機能名称	機能の定義	備考(承認又は許可番号)
1	眼球圧迫機能	後眼部眼球手前の内部を観察する時、強膜を圧迫子で圧迫し観察したい部位を視野内に誘導する機能。	20200BZZ00878000
2	レンズ保持機能	検査時に検査用コンタクトレンズを保持固定するために使用するリングの機能。	15700BZY00734000 20400BZZ01046000